

3月15日～4月19日
毎週土曜午前開庁します

～手続き件数増える部署で～

市では、毎月第1・3土曜の午前に、一部の窓口で開庁を実施していますが、例年3月中旬から4月中旬にかけては、窓口が非常に

月19日までの毎週土曜(午前)に、一部の窓口を開庁します。

3月17日(月)までは確定申告受付期間ですが、土曜開庁日は確定申告相談事務を行います(書類受付のみ市民税課窓口で実施)。

金課・「児童福祉課」・「市民税課」・「収納課」です。土曜開庁日は確定申告の相談は行いません

学校教育課は
3月15日～4月5日の土曜午前

また、学校教育課では、児童・生徒の転入転出手続きなどについて、次の日程で土曜午前の業務を実施します。

▽実施日 3月15・22・29日、4月5日の土曜
▽時間 8時30分～12時

▽実施日 3月15・22・29日、4月5日の土曜
▽時間 8時30分～12時

▽実施日 3月15・22・29日、4月5日の土曜
▽時間 8時30分～12時

・・・お知らせ・・・

退職者医療制度の変更に伴う
国民健康保険被保険者証の更新

医療制度の改正に伴って、今年4月から、退職者医療制度で国民健康保険に加入している65歳以上の方の被保険者証が、一般被保険者証に変更となります。

高年齢医療制度に移行するため、新しい被保険者証の有効期限は、誕生日の前日となります。後期高齢者医療被保険者証は、誕生日までに郵送します。

高齢受給者証も更新します

国民健康保険に加入し、昭和8年3月2日以降に生まれ、かつ、70歳以上の方に交付している「高齢受給者証」は、3月31日が有効期限です。市では、3月中旬に受給対象の方全員に新しい受給者証を郵送します。

これは、昨年の国の医療制度改正に伴って、70～74歳の方の負担割合が20年4月から2割となる予定だったものが、1年間は1割に据え置くことと決まったことによるものです(ただし、既に3割の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方を除く)。

土曜午前開庁を実施する課

■は開庁日(8時30分～12時)

3月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

毎月第1・第3土曜

毎週土曜

毎月第1・第3土曜

市民課
保険年金課
児童福祉課
市民税課
収納課

※学校教育課は
3月15・22・29日、
4月5日のみ実施

収 納 課
保険年金課

3月16・23日(日)午前
臨時納税窓口を開設

収納課と保険年金課では、土曜午前のほかに、次のとおり臨時納税窓口を開設します。

▽実施日 3月16日・23日(日)

▽時間 8時30分～12時

▽会場・内容 ▼市役所2階収納課Ⅱ市県民税、固定資産・都市計画税、軽自

動車税等の納付および納税相談業務 ▼同1階保険年金課Ⅱ国民健康保険税の納付および納税相談業務。

※納税には便利な「口座振替」をご活用ください。

問 収納課(☎235・9397)・保険年金課(☎235・4594)。

軽自動車税変更の届け出
3月31日(月)までに手続きを

4月1日は、軽自動車税の課税基準日です。軽自動車・オートバイの届け出は、3月31日(月)までに必ず済ませてください。

○軽自動車変更等の手続き先
1. 原動機付自転車および小型特殊自動車の場合…海老名市役所市民税課

事 由	届 出 名	持参するもの
廃棄・処分するとき 市外へ住所を変えるとき 市外の人に車両を譲るとき	廃車届	・印鑑 ・標識交付証明書 ・ナンバープレート
盗難にあったとき	廃車届	・印鑑 ・盗難届の届出日と受理番号 ・標識交付証明書
市内の人に車両を譲るとき	名義変更届	・新、旧所有者の印鑑(または、旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑) ・標識交付証明書

2. 軽自動車および二輪の小型自動車等の場合…以下の事務所にお問い合わせください

車 種	名 称	所在地・電話番号
三輪・四輪の軽自動車 (貨物・乗用660cc以下のもの) 二輪の軽自動車 (125cc超～250cc以下)	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所	愛川町中津字桜台4071-5 (三輪・四輪) ☎284・4550 (二輪) ☎285・1888
二輪の小型自動車(250cc超)	相模自動車検査登録 事務所	愛川町中津字桜台7181 ☎050・5540・2037

海老名のやま(踊り)

県指定無形民俗文化財に



市指定重要無形民俗文化財の「海老名のささら踊り」が、「相模のささら踊り」の一つとして近隣の6団体とともに県指定無形民俗文化財(2月5日に指定)となりました。

海老名ささら踊り保存会は、現在会員30人。市民まつり等に出演するほか、ささら踊り教室の開催など、後継者の育成に取り組んでいます。

問 文化財課(☎235・4925)。



便利です!「えびな安全・安心メールサービス」
詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ